

## カスタマーハラスメントの防止に関する決議

顧客等からの著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントは、就業者の人格や尊厳を侵害し、就業者の就業環境を害するのみならず、事業者の事業継続にも影響を及ぼすものである。

事業者、就業者の問題行為等に申入れを行うことは正当な権利行使であり、業務改善や新たな商品開発等にもつながることから、当然のことながら、就業者に申し入れる行為全てがカスタマーハラスメントに該当するものではない。

しかし、その申入れに根拠がなく、不相当なものはカスタマーハラスメントに該当する。また、正当な権利行使を起因とする申入れなどの場合であっても、結果として、社会通念上許容される範囲を超える不適当な言動によりカスタマーハラスメントに該当することがある。

厚生労働省が公表した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、就業者からカスタマーハラスメントの相談があったと回答した事業者の割合は増加しており、本年8月、石川県が府内全所属を対象として実施した実態調査でも、多数の被害事例が報告されている。長時間大声で罵声を浴びせ続ける、過剰な謝罪を強要するなど、あってはならない事例が見受けられており、これらは人権尊重の観点からも看過できない。

何人も、あらゆる場において、カスタマーハラスメントを行ってはならず、カスタマーハラスメントの防止に向けて社会全体で対応しなければならない。

よって、本県議会は、県民と一体となり、行政職員を含む就業者に対するカスタマーハラスメントの防止を目指し、取り組むものである。

以上、決議する。

令和7年12月19日

石川県議会

子供たちの教育環境の更なる充実を求める意見書

2021年、いわゆる義務標準法の改正により、公立小学校の全学年で学級編制標準基準が35人に引き下げられ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の附則に、2026年度から中学校でも段階的に35人に引き下げることが盛り込まれたが、今後は、高等学校における早期引下げも望まれている。

子供たちの多様化が一層進展するなどの状況にある中、学校現場においては、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー、性の不一致、保護者への対応など、解決すべき課題もまた多様化しており、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要である。

よって、国におかれては、子供たちの学びの環境の更なる充実を図るため、地方自治体が計画的・安定的に教職員の定数改善を進められるよう、必要な教育予算の拡充を行うなど、国全体として取り組むよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官

）　あて

石川県議会

## 地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体では、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、地域の担い手や技術職等の専門的な人材が不足している。こうした中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、活力ある持続可能な地域社会を実現していく必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高等により、歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減で社会保障関係費の増大を吸収するという構造が大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

こうした変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化、老朽化するインフラの更新等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実と確保が必要である。

よって、国におかれては、地方公共団体がその増大する役割を十分に果たし、住民に必要な行政サービスの提供を可能にするため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

### 記

- 1 地方が地域に即した行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費の上昇や物価高対策など、増大する財政需要を適切に反映させ、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリン税等の暫定税率廃止については、地方財政への影響を十分に考慮し、減収に対して代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に機能するよう総額を確保し、臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。また、臨時財政対策債等に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 4 地方が担う役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図り、税源偏在を小さくし、税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 5 国が全国一律で行う子供・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官

） あて

石川県議会

## 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を 求める意見書

自治体病院は、民間では採算面から担い難い救急医療、小児医療、周産期医療等の高度な医療を担うとともに、感染症や災害への対応など、地域医療の提供体制の維持に不可欠な役割を果たしている。

こうした責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の繰出金を負担しており、行政の財政負担がなければ、自治体病院の持続的な運営はできない。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会が令和7年8月に実施した調査によれば、近年の物価高騰や賃金の上昇により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できていない。その結果、令和6年度決算では、自治体病院の約9割が自治体の繰出金を受けてもなお経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力では支えきれないほど経営環境は大きく悪化している。

このままの状況が続ければ、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を維持することは難しく、周辺市町村を含めた地域医療の提供体制は、今まさに崩壊の危機に直面している。

よって、国におかれては、地域医療の提供体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

### 記

- 1 診療報酬について、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを早期に導入すること。
- 2 特に、令和8年度の診療報酬改定については、入院基本料の大幅な引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

） あて

石川県議会

## 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。

保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等は、地域手当における地域区分に準拠することを基本に算定されているが、このうち、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた。

児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮し、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、自治体との事前調整が何ら行われることなく、通知や事務連絡により、令和7年4月から見直すこととなった。その結果、地域手当が引き下げられた自治体では、施設の人材確保が更に困難となり、入所者への支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、この件に関しては、対象となる施設関係者はもとより、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況が続く保育士、幼稚園教諭、児童入所施設職員、介護従事者、障害福祉サービス従事者等、他の社会福祉分野の関係者から多くの不安の声が上がっている。

よって、国におかれては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障を生じさせないために、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

### 記

- 1 令和7年4月からの地域区分の見直しにより、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等について、国家公務員の地域手当の地域区分に準拠することなく、今後の賃金水準や国の処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

） あて

石川県議会